

## 仕 様 書

沖縄県立若夏学院

- 1 工事名称 沖縄県立若夏学院擁壁改修工事
- 2 場 所 沖縄県立若夏学院（那覇市首里大名町3丁目112番地）
- 3 工 種 土木一式工事
- 4 工事内容 擁壁工等 各一式（別添、設計図面、本仕様書等のとおり）
- 5 契約期間 契約締結の翌日から令和9年3月31日
- 6 留意事項
  - ・本工事は、設計図面のほか、沖縄県土木建築部制定の「土木工事共通仕様書」及び「土木工事施工管理基準」、その他の参考図書に準じて施工すること。
  - ・本工事に必要な光熱水費に要する手続きや手配は受注者で行うものとし、その費用は受注者負担とする。
  - ・廃棄物の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に基づき適切に処理しなければならない。
  - ・本工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき適切に処理しなければならない。
  - ・本工事の施工箇所は、若夏学院建物と敷地境界、隣接民地に近接しているため、施工には十分注意すること。  
また、工事実施にあたり、隣接民地の関係者に対する施工計画の説明や施工承諾の同意取り付けなど、発注者とともに実施すること。
  - ・本工事の施工箇所付近には、既設の污水管及び雨水管が埋設されているため、掘削する際は十分注意すること。
  - ・本工事の施工箇所に近接している電柱等については、施工の際支障となるため移設が必要である。その移設協議について受注者で行うものとし、移設費用については発注者と協議して決定すること。
  - ・本工事において、不発弾等が発見された場合は、警察署（交番、駐在所）に報告するとともに、監督職員を通して関連市町村（防災主管課）、沖縄県知事公室危機管理課に報告すること。

また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊の指示等があるまでは、触れずにそのままの状態での保存することとし、下請業者へも周知すること。

## 7 一般事項

- ・受注者は専任者を配置すること。
- ・工事に関する技術的な責任は全て受注者が負うものとする。
- ・工程に関しては、若夏学院の一般業務に支障のないようにすること。
- ・安全作業を心がけ、養生や注意を徹底し、災害の防止に努めること。
- ・資材搬入・搬出時間は、事前に打ち合わせを行うこと。
- ・作業場所は、工事用標識を掲示し、第三者が立ち入らないように、作業区分を行うこと。
- ・現場事務所、資材置き場等の場所については、発注者と協議を行い決定すること。
- ・作業終了後には、清掃作業を行い、整理整頓を行うこと。
- ・本工事に必要な官公署等への許認可等必要な申請及び手続きは遅滞なく行い、かつ、これらに要する費用は全て受注者負担とする。
- ・工事内容について、疑義が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。なお、協議は書面での提出を必須とする。

## 8 提出書類

- ・本工事に必要な届出等については、沖縄県土木建築部制定の「土木工事共通仕様書」に準じ、沖縄県土木建築部建設工事関係標準様式を参照すること。